

令和6年4月18日
環境生活部野生動物対策課

野鳥の高病原性鳥インフルエンザについて 【令和5年シーズン（令和5年9月～）対応状況】

（R6.4.15 15 時現在）

■ 鳥類生息状況調査

＜概要＞ 渡り鳥の飛来状況や野鳥の生息状況及び異常の発生について調査及び情報収集するとともに、対応レベルに応じて監視等を強化

＜R5シーズン対応状況＞

- R5.9.1～ 渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、国が9月～10月を早期警戒期間に設定したことを受け、道では、対応レベル3相当の死亡野鳥等調査を実施。
- R5.10.11～10.24 北海道での発生を受け「対応レベル2」（監視強化）
- R5.10.25～ 北海道での発生を受け「対応レベル3」（最高レベル、監視強化）

■ 死亡野鳥等調査

＜概要＞ 野鳥の死亡個体について、簡易キットによるA型鳥インフルエンザウイルス検査（簡易検査）を実施

＜R5シーズン対応状況＞（R6.4.15 15 時現在）

- 検査件数（北海道所管分）：117 例 134 羽（うち簡易検査陽性 15 例、高病原性確認 30 例）
- 野鳥での高病原性確認事例：国内 148 例、道内 66 例（環境省所管分及び北大独自調査含む）

【参考：道内における野鳥の高病原性確認件数】

区分	H22	H23～H27	H28	H29～R元	R2	R3	R4	R5
高病原性	10	0	10	0	3	70	39	66

■ 野鳥監視重点区域内調査

＜概要＞ ・野鳥における高病原性鳥インフルエンザが確認された場合、環境省は回収地点から半径 10km 以内を野鳥監視重点区域に指定
・当該区域において、大量死等の異常、野鳥の生息状況等を調査

＜R5シーズン対応状況＞

いずれの区域においても、大量死等の異常は確認されなかった

■ 普及啓発

- 高病原性の発生状況や野鳥との接し方などについてホームページ、SNS による発信
- 野鳥との接し方などの市町村、住民への周知について、振興局に通知